

バリアフリーニュース

公共交通事故被害者等支援フォーラムを開催

～オンライン～

国土交通省では、平成24年4月に公共交通事故被害者支援室を設置し、公共交通事故により被害に遭われた方への支援を行っています。

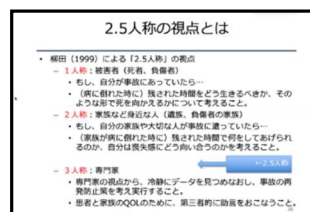
安全意識の啓発や公共交通事業者による被害者等支援計画策定の意義等について認識していただくため、「公共交通事故被害者等支援フォーラム」を開催しました。

【開催日時】 令和4年11月29日（火） 14:00～16:30

【開催場所】 オンライン開催

【出席者】 出席者総数：55名
（公共交通事業者：34名、その他関係者：21名）

- 【概要】
- （1）「公共交通事故被害者等支援の現状について」
国土交通省四国運輸局バリアフリー推進課長 山岡 伸匡
 - （2）「公共交通事故被害者等支援計画の策定にあたって」
ことでんバス株式会社 運輸サービス部 側瀬 芳和 氏
 - （3）「2.5人称の視点で事故に向き合うということ」
大阪大学COデザインセンター教授 八木 絵香 氏



バリアフリー教室・バスの乗り方教室を開催しました

鳴門市立林崎小学校（令和4年9月9日）

令和4年9月9日（金）、四国運輸局は、鳴門市立林崎小学校において「バリアフリー教室・バスの乗り方教室」を開催しました。

教室には、4年生45名が参加。バスの乗り方教室では、徳島バス（株）のノンステップバスを校内に乗り入れ、行き先の確認方法や料金表の見方など基本的なバスの乗り方や運転士の死角について学習しました。

また、バリアフリーに対応したノンステップバスの特徴を学習するとともに、バスに乗降する車椅子利用者の介助方法やバス内部における固定場所を見学しました。

バリアフリー教室では、鳴門市社会福祉協議会、徳島県立障がい者交流プラザ・視聴覚障がい者支援センターの講師の指導のもと、車椅子利用者疑似・介助体験と視覚障がい者疑似・介助体験を行いました。

車椅子体験では利用する人と介助する人の大変さを体験し、視覚障がい者疑似体験では目の不自由な方の介助方法を教わり、アイマスクを着用して移動する困難さを体験しました。

参加した小学生のみなさんは、講師の話をよく聞き、疑似・介助体験を通して、相手の立場を理解し、声かけやお手伝いすることの大切さを学びました。



～車椅子バス乗降介助実演～



～車椅子利用者の疑似・介助体験～



～視覚障がい者疑似・介助体験～



～バスの乗り方教室～

鳴門市立鳴門市第一小学校（令和4年9月14日）

令和4年9月14日(水)、四国運輸局は、鳴門市立鳴門市第一小学校において「バリアフリー教室・バスの乗り方教室」を開催しました。

教室には、4年生61名が参加。バスの乗り方教室では、徳島バス(株)のノンステップバスを校内に乗り入れ、乗車の際に整理券を取ること、料金表の見方、降車ボタンの場所や料金の投入口についてなど基本的なバスの乗り方や風船を使用したバスの内輪差について学習しました。

また、バリアフリーに対応したノンステップバスの特徴を学習するとともに、バスに乗降する車椅子利用者の介助方法について学習しました。

バリアフリー教室では、鳴門市社会福祉協議会の指導のもと、車椅子利用者疑似・介助体験を行い、四国運輸局職員による座学教室『心のバリアフリーについて』学びました。

車椅子体験では利用する人と介助する人の大変さや、移動する困難さを体験しました。

参加した小学生のみなさんは、講師の話を聞き知識を身に着け、実際に疑似・介助体験して体で覚えて、声かけやお手伝いすることを実践につなげるようしっかり学びました。



～バスの乗り方教室～



～車椅子利用者の疑似・介助体験～



～心のバリアフリーについて～



～車椅子バス乗降介助実演～

徳島市立上八万小学校（令和4年9月16日）

令和4年9月16日（金）、四国運輸局は、徳島市立上八万小学校において「バリアフリー教室・バスの乗り方教室」を開催し、3年生57名が参加しました。

バスの乗り方教室では、徳島市交通局の協力を得て、ノンステップバスを校内に乗り入れ、バスの構造やバス停・行き先表示など基本的なバスの乗り方について学習しました。また、バリアフリーに対応したノンステップバスの特徴を学び、バスに乗降する車椅子利用者の介助方法やバス内部における固定場所を見学しました。

バリアフリー教室では、徳島市社会福祉協議会や徳島県立障がい者交流プラザ・視聴覚障がい者支援センターの指導のもと、車椅子利用者疑似・介助と視覚障がい者疑似・介助の二つの体験を行いました。

車椅子体験では利用する人と介助する人の大変さを体験し、視覚障がい者疑似体験では目の不自由な方の介助方法を教わり、アイマスクを着用して移動する困難さを体験しました。

参加した小学生のみなさんは、講師の話をしっかりと聞き、普段聞けない疑問に思ったこともたくさん質問して、疑似・介助体験ではお互いに声を掛け合って体験することができました。



～バスの乗り方教室～



～車椅子利用者の疑似・介助体験～



～視覚障がい者疑似・介助体験～



～車椅子バス乗降介助実演～

高松市立花園小学校（令和4年9月22日）

令和4年9月22日(火)、四国運輸局は、高松市立花園小学校において「バリアフリー教室・バスの乗り方教室」を開催し、3年生36名が参加しました。

バスの乗り方教室では、ことでんバス(株)の協力を得て、ノンステップバスを校内に乗り入れ、ICカードの使い方や料金表の見方など基本的なバスの乗り方について学習しました。また、バリアフリーに対応したノンステップバスの特徴を学び、車椅子利用者のバス乗降についても学習しました。

バリアフリー教室では、高松市社会福祉協議会及び香川県視覚障害者福祉センターの指導のもと、車椅子利用者疑似・介助と視覚障がい者疑似・介助の二つの体験を行いました。

車椅子体験では利用する人と介助する人の大変さを体験し、視覚障がい者疑似体験では目の不自由な方の介助方法を教わり、アイマスクを着用して移動する困難さを体験しました。

参加した小学生のみなさんは、講師の話をしっかりと聞き、疑似・介助体験では相手の立場を理解しお互いに協力しあって体験に取り組むことができました。



～ICカードを使った乗降体験～



～バスの乗り方教室～



～車椅子利用者の疑似・介助体験～



～視覚障がい者疑似・介助体験～

徳島市立八万南小学校（令和4年10月21日）

令和4年10月21日(月)、四国運輸局は、徳島市立八万南小学校において「バリアフリー教室」を開催し、4年生74名が参加しました。

昨年度に引き続きコロナ感染症対策として、非接触の考えから、従来の体験型の教室ではなく、日本財団パラスポーツサポートセンターが主催するオンライン版「あすチャレ！ジュニアアカデミー」のプログラムを活用させていただきました。

パラ・パワーリフティング女子 55kg 級の日本記録保持者である山本恵理さんを講師としてお招きし、どのような障害があるのか、また、パラアスリートがどんな工夫をして競技に臨んでいるかを動画や講義（クイズ形式）で学びました。

参加した児童のみなさんからは、「山本先生のチャレンジしよう！がんばろう！という考え方がとてもすてきだと思いました」、「車の運転などできないことを工夫することで、できるようになりすごいと思いました」、「障害のある人にとって、障害は体の事だと思っていたけど、本当の障害は社会、人の心、ルールのことだと知れてよかった」というような感想が寄せられました。



前輪を上げて、段差を越えます！



先生が子どもの頃は・・・



笑顔マックス、マッククイズ！

藍住町立藍住西小学校（令和4年10月26日）

令和4年10月26日(火)、四国運輸局と徳島運輸支局は、藍住町立藍住西小学校において「バリアフリー教室・バスの乗り方教室」を開催し、4年生89名が参加しました。

バスの乗り方教室では、徳島バス(株)の協力を得て、ノンステップバスを校内に乗り入れ、整理券の取り方や料金表の見方など基本的なバスの乗り方について学習しました。また、バリアフリーに対応したノンステップバスの特徴を学び、車椅子利用者のバス乗降介助の実演や風船を使ってバスの内輪差についても学習しました。

バリアフリー教室では、障がい当事者の方や藍住町社会福祉協議会職員及び社会福祉法人凌雲福祉会職員の指導のもと、車椅子利用者疑似・介助と視覚障がい者疑似・介助の二つの体験を行いました。

車椅子体験では利用する人と介助する人の大変さを体験し、視覚障がい者疑似体験では目の不自由な方の介助方法を教わり、アイマスクを着用して移動する困難さを体験しました。

参加した小学生のみなさんは、講師の話をしっかりと聞き、実際に疑似体験をしたり声掛けや介助体験をして、バリアを無くすことの大切さを学びました。



～車椅子バス乗降介助実演～



～バスの乗り方教室～



～視覚障がい者疑似・介助体験～



～車椅子利用者の疑似・介助体験～

事業者向けバリアフリー研修を開催しました

ことでんバス株式会社（令和4年12月7日）

令和4年12月7日（水）、ことでんバス株式会社では、さらなる接客・接遇サービスの向上を図るため、「バリアフリー教室」を開催し、乗務員10名が参加しました。

はじめに、四国運輸局より障害者差別解消法の概要の説明とともに、実際の対応事例を紹介しました。次に視覚障がい当事者の方から、自身が受けた体験の中で良かった対応、改善して欲しい対応についてお話いただきました。

最後に香川県視覚障害者福祉センターと香川県立盲学校から講師を招き、バスを使用した視覚障がい者疑似体験及び乗降介助体験を行いました。疑似体験では、見えにくくなるゴーグルを着用してバスの停留所や時刻表、バスの行き先がどのように見えるかを確認し、白杖を使って単独で乗降をしました。介助体験では、実際に運転席から、車両に乗降する方に対して声掛け・誘導を行い、より伝わりやすい声の掛け方を学びました。

参加した乗務員からは、「疑似体験では普段あたりまえにやっていることが困難になりました」、「少しの声掛けが非常にありがたく感じる」、「耳を傾け、みんなが何の不便もなく乗ってもらえる様な細やかなサービスの必要性を感じました」といった感想がありました。



バリアフリー対策に貢献のあった団体を表彰しました

～香川県高松市～

令和4年度四国運輸局優良事業者等表彰 （福祉・バリアフリー対策への貢献）表彰式

四国運輸局では、福祉・バリアフリーへの取組について、著しく顕著な功績のあった事業者等に対し四国運輸局長表彰を行うこととしています。

今年度は、令和4年11月29日（火）に香川県高松市の香川県自動車整備振興会技能教育センターにおいて表彰式を行い、以下の1団体を表彰しました。

被表彰者の取組概要は次のとおりです。

《被表彰者》平成レグス株式会社



シルバーサポートタクシーの導入・保育園等の運営を通じて地域社会の課題を解決

○平成レグス株式会社

香川県高松市郷東町117番地

代表取締役社長 住谷 幸伸

★取組みの概要

◎シルバーサポートタクシー（SST）の導入。

地域の高齢者に寄り添うサービスを2016年より開始。目的地への移動だけでなく、買物や病院へ同行するなど、高齢者のニーズに responding。担当の乗務員は、ユニバーサルドライバー研修（障がい特性の理解や、円滑なコミュニケーションの確保など接客と介助の向上を目指す研修）を修了している。

◎社屋隣に保育園を作り、女性のドライバーの助けに。

SSTの開始にあわせて「さくらの杜保育園」を開園。子育て中の女性が働きやすい職場環境を整えた。従業員のほか地域の子どもたちも入園が可能であり、待機児童の解消にも繋がった。「さくらの杜保育園」は香川県で初めての企業主導型保育園である。

◎地域の子どもたちが安心して成長できる場所を。

2022年度より、放課後児童クラブと運動療育に特化した児童発達支援・放課後等デイサービスを運営している。保育園と同じく地域の子どもたちも入所が可能。共働き家庭の送迎の負担を減らす小学校までのタクシーお迎えサービスもあり、地域の家庭に必要とされる事業を展開している。



高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーン

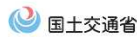
広いスペースの バリアフリースイレを 必要としている方が困っています。



必要のない方は一般トイレをご利用ください。

改正バリアフリー法では、新たにバリアフリースイレを含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました（令和3年4月施行）。

従来「多機能トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障害者等の利用に適正な配慮が必要なトイレを総称して「バリアフリースイレ」と表記しています。



ここが必要です。

車椅子使用者は、クルマの乗り降りに
広いスペースを必要としています。

幅の広い駐車区画を必要としない方は
一般区画に駐車しましょう。

改正バリアフリー法では、新たに車椅子使用者用駐車施設等を含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました（令和3年4月施行）。



みんなで知ろう！バリアフリースイレのこと

▶ バリアフリースイレとは、次のような方々に使われるトイレの総称です。

車椅子使用者 ● 車椅子を回転できる広いスペースが必要 ● 便器に移乗するために手すりを使用 ● おむつ交換などの介助や衣類の脱着に大型ベッドを使用	発達障害など同伴が必要な人 ● 異性が同伴で入れるトイレが必要 ● 見た目はわからなくても介助が必要
乳幼児連れの人 ● ベビーカーで入るために広いスペースが必要 ● 子供を座らせるためにベビーチェアを使用 ● おむつ替えをするために着替え台やおむつ交換台を使用	オストメイト（人工肛門等保有者） ● パウチ（便をためておく装置）から排泄するために汚物流しを使用

▶ こんな困りごとがあります。

バリアフリースイレが本来必要のない人によって使用されていると、ここしか使えない車椅子使用者などが困ってしまいます。

- 男女共用のバリアフリースイレしか使えない人もいます。
- トイレ内の閉ボタンを押して外に出ると、施設されて外から開けられなくなってしまうことがあります。
- 大型ベッドやおむつ交換台がたたまれていると、車椅子使用者などが出入りできないことがあります。



▶ 機能分散が進められています。

- 車椅子使用者用トイレへの利用集中を避けるため、オストメイト対応設備が必要な方や乳幼児連れの方のための設備を一般トイレ内へ分散させる取組が進んでいます。

〈トイレの機能分散化の整備事例〉



発行：国土交通省総合政策局バリアフリー政策課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話 03-5253-8111

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の取組

車椅子使用者等、乗降時に幅3.5mの区画が必要な人が対象です。

車椅子使用者用駐車施設とは ● 車椅子使用者用駐車施設とは、バリアフリー法において設置が義務付けられた幅の広い(3.5m以上)区画です。 ● 車椅子使用者等は、乗降時に車椅子を置くことが必要で、幅の広い区画でないと乗降ができません。 このようなデザインの区画には、一般の方をはじめとする幅の広い区画を必要としない方は駐車しないようにしましょう！！	こんな困りごとがあります ● 幅の広い区画がないと駐車しても乗り降りができない。 ● 一般車が停まっていてもそもそも駐車できない。
---	---

パーキング・パーミット制度とは

※全国の自治体が独自に設けている制度で、「おもいやり駐車場制度」「障害者用駐車区画利用制」など名称は異なります。

● 施設管理者の協力のもと、幅の広い車椅子使用者用駐車施設や通常の専用区画について、条件に該当する希望者が使用できる利用証を交付する制度です。

● 平成18年度以降、令和3年7月1日現在で40府県4市において導入されており、また、自治体間の相互利用の取組も進められています。

● 障害者専用駐車区画を利用できる対象者の範囲は、自治体ごとにあらかじめ設定されています（一律ではありません）。

● 歩行が困難でも乗降時に幅の広い区画は必要としない人もいますので、車椅子利用者等のための幅の広い区画に加えて、施設の入出口に近い3.5m未満の通常の幅の駐車区画もパーキング・パーミット制度の対象となる取組が行われています。

以下のような方々がパーキング・パーミット制度の対象とされている場合があります。

- 歩行が困難な方
- 高齢者
- 妊婦
- 乳幼児連れ
- ベビーカー

（利用例（A型））

（パーキング・パーミット制度の対象区画イメージ）

発行：国土交通省総合政策局バリアフリー政策課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話 03-5253-8111

第4回 移動等円滑化促進方針

～連載！移動等円滑化促進方針（マスタープラン）と基本構想（全6回）～

連載第3回（第66号）では基本構想について以下のとおり説明しました。

自治体の中心地区の中で、どこまでの範囲を重点的な整備地区にするか、どの施設・経路をバリアフリー整備するのかを個別具体的に定めていくという意味で「基本構想」はアクションプラン（実施計画）と言えます。そのため、整備対象となる施設等の管理者の同意は必須となります。

公的部門が予算化し実施していく公共施設や道路等の整備計画、民間の施設管理者等がその実施に同意したバリアフリー整備計画を、合わせて「特定事業」と言います。基本構想に位置付けることでその実施を義務化することが出来るのですが、逆に、この「特定事業」の記載を必要とする点が高いハードルとなって、基本構想の作成が進まないとも言えます。

是非ともバリアフリー化したいが整備の実現（特定事業化）の目処は全くない、といった施設があるのなら、将来の基本構想（特定事業の実施）につなげるためにも、**今できることとして**

移動等円滑化促進方針を作成しませんか

促進方針の記載項目

- ①バリアフリー化を促進すべき、地区、経路、施設の指定
- ②地区や施設等におけるバリアフリー化の方針
- ③自治体全域における心のバリアフリーの取組内容 など

作成の意義

市町村としては①で指定された（生活関連施設、経路）は将来的に②のバリアフリー化方針に基づき整備を実施すべきと位置付けたこととなり、その管理者・交通事業者側の立場から見ると「整備を実施するまでの猶予が与えられた」ということになります

広く住民意見が反映され定められた促進方針は言わば、**市町村民の総意です！**

③の心のバリアフリーの取組を通じて障がい当事者の困り事について市町村民の「理解」が進み、それが施設のバリアフリー化を後押しします

バリアフリー・バリアフリー化
バリアフリー法
高齢者、障害者等

マスタープラン（MP）
基本構想

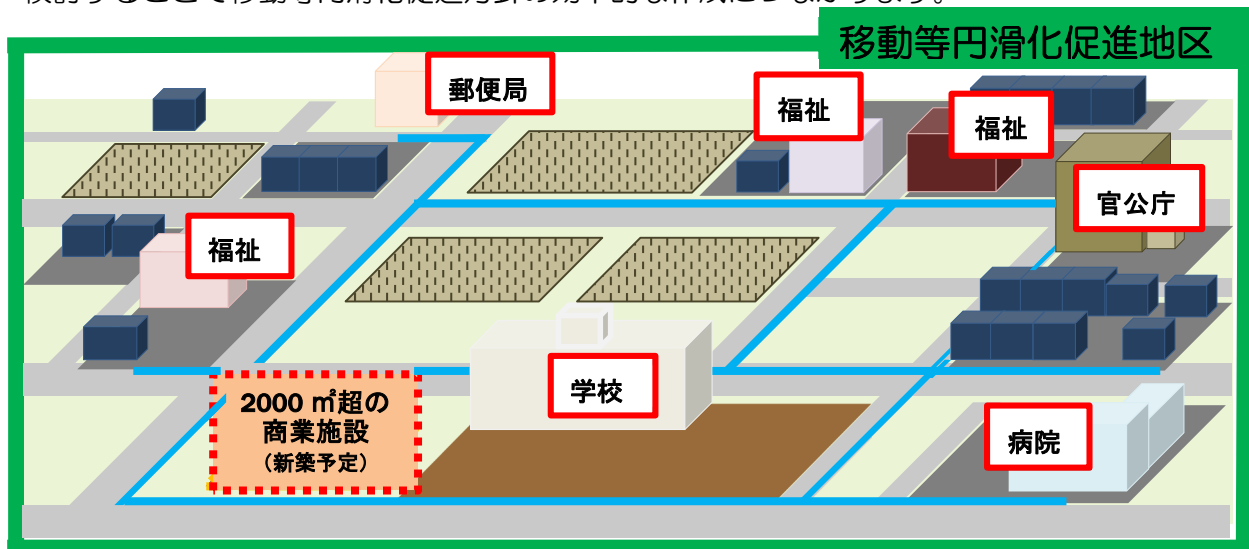
: 移動等円滑化
: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
: 高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。）
: 移動等円滑化促進方針
: 移動等円滑化基本構想【アクションプラン】

『移動等円滑化促進方針』

「移動等円滑化促進方針」とは、自治体の中心地区の中で、どの範囲までを特にバリアフリー化の促進が必要な地区とするか、**将来どの施設・経路をバリアフリー整備していくべきか**を定め公表するもので、将来の基本構想策定（特定事業の実施）に至る、前段階としての計画です。

移動等円滑化促進地区内の施設や道路であって、他の施設等と接する部分の改良等を計画する事業者や道路管理者からの事前の届出を義務化することもできるので、より一体的・計画的なバリアフリー化の推進に寄与します。

また、立地適正化計画においては自治体の中心地区を都市機能誘導区域として設定とすることが多いため、立地適正化計画を作成する際に、**移動等円滑化促進地区**についても併せて検討することで移動等円滑化促進方針の効率的な作成につながります。



生活関連施設：高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

生活関連経路：生活関連施設相互間の経路

移動等円滑化促進地区：生活関連施設が**3つ以上**集まり、それらの**移動が通常徒歩で行われる**地区

※建築前のバリアフリー新法に基づく移動円滑化基準適応対象の施設も生活関連施設として位置付け可能

事例紹介～秋田県大館市人口7.1万＜バリアフリーマスタープラン＞～

《移動等円滑化の目標》誰もが、安全・安心・快適に暮らし、生き活きと地域とつながり、支え合う共生のまち大館

6. 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の取り組み（2）心のバリアフリーの取り組み

心のバリアフリーを推進するため、行政を中心として事業者や市民と協働で、理解を深めるための啓発・広報活動や行動につなげるための教育活動に取り組みます。

令和2年度『大館市バリアフリーマスタープラン』策定

令和3年度『大館市バリアフリー基本構想』策定

↓1年後

→**高齢者や障害者等を含めた誰もが住みよいまちである“健康福祉都市”の実現**

マスタープラン策定に必要な経費（生活関連施設等選定のためのアンケートやまち歩き費用、協議会委員の旅費など）について、1/2 を上限とした補助が受けられます。

まずは市町村職員から始めよう

心のバリアフリー・障害の社会モデルについて以下のような質問や意見がありました。

○役所・役場の設備内でいうと…具体的にどう
いったものがありますか

△福祉計画の中に示していますが、国土交通省
の示す心のバリアフリーとは無関係です

◇障害の医学モデルとの違いがはっきり分かっ
ていません

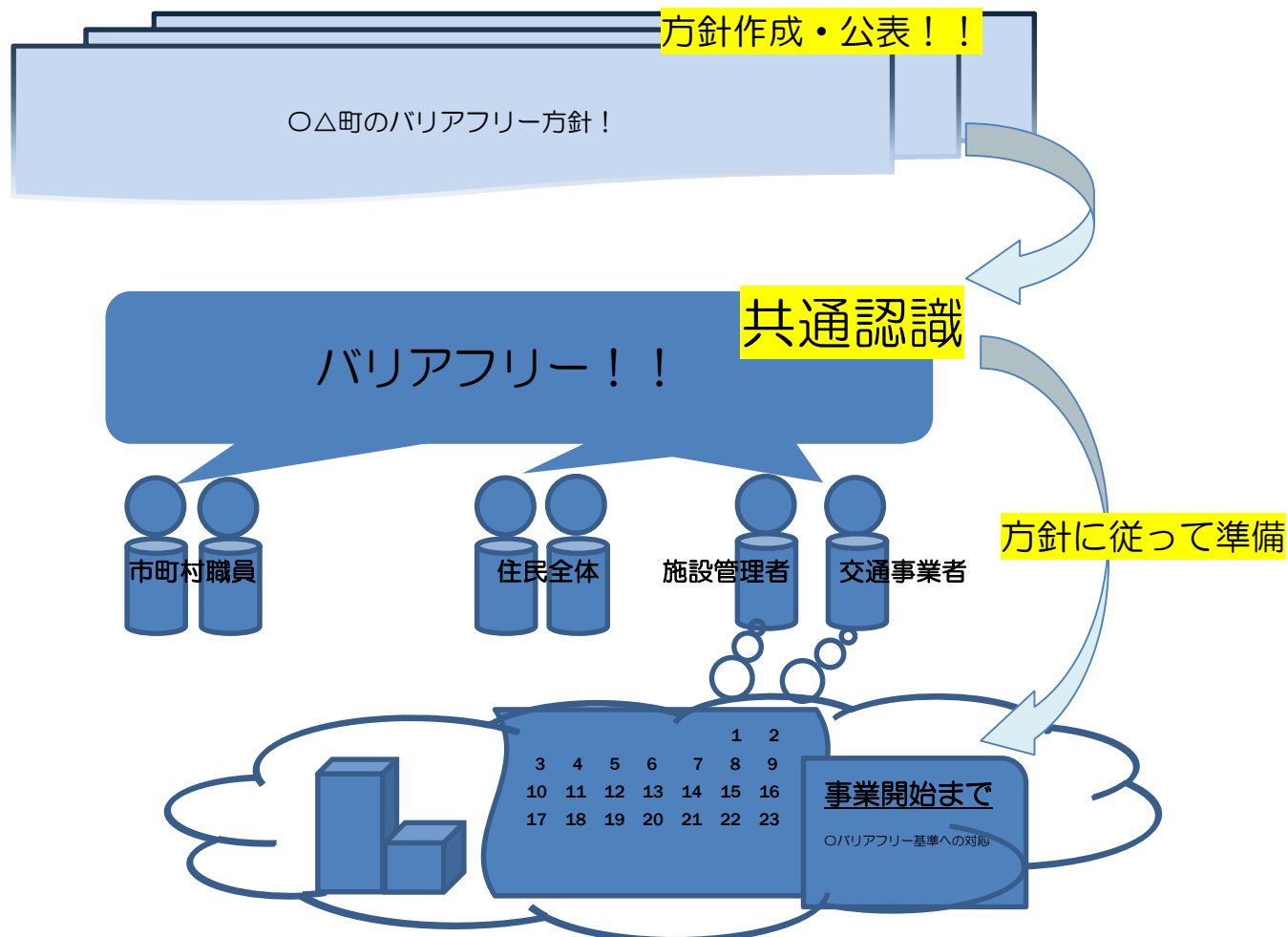
▼まずバリアフリーとユニバーサルデザインの
違いがわかっていないです

□精神障害関連の内容ですよ

心のバリアフリーや障害の社会モデルについては、残念ながら
しっかり理解されている方は多くないのではないのでしょうか。四
国運輸局では、公共交通事業者の職員向けバリアフリー研修、障がい
当事者講師によるセミナーなどを開催し、心のバリアフリーや障害の
社会モデルについて多くの人に知ってもらう工夫をしております。



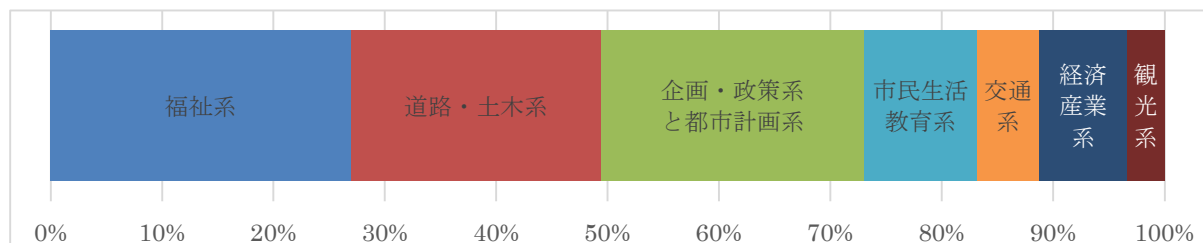
従来から行っている啓発活動に加え、市町村としてのバリアフリー方針を示すことでこれまで
以上に市町村全体としての共通認識を持ってもらうことができます。



マスタープラン作成の担当部署について

○マスタープラン作成自治体の担当部局（HP 掲載分で調査）

令和4年12月1日現在：作成27自治体の担当部署は89部署



上記グラフにあるように、保健福祉系、道路・土木・建設系、企画・政策系と都市計画系などの複数の担当部署が中心となって協議会を立ち上げています。

当計画は**一つの部署だけで作成するものではありません**。また、立地適正化計画や都市計画マスタープランなどの協議会を元に、バリアフリーマスタープランの協議会を構成することもできます。

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)や基本構想の作成をきっかけとして、
誰もが暮らしやすいまちにしていきたい。

To Be Continued...

第5回連載記事では、移動等円滑化促進方針（マスタープラン）と基本構想の事例を紹介します。

バリアフリー出前講座 実施します！～みんなでいっしょに学びませんか～

【申し込み注意事項】

- 出前範囲は四国地方整備局及び四国運輸局管内です。
(業務都合により範囲を限定する場合があります。)
- 申し込みは1ヶ月前までをお願いします。
- 講師への謝礼は不要です。
(講師派遣の交通費等(旅費)については、依頼者側に実費負担をお願いする場合がございます。)
- 営利を目的とする場合や出前講座の趣旨に適しないと認められる場合は対象外とさせていただきます。その他については、出前講座HPをご覧ください
(<http://www.skr.mlit.go.jp/kaisai/demae/demae.html>)

～実施中の講座～

- マスタープラン、基本構想の作成
内容：計画作成の意義、メリットについての説明、作成支援
対象：市町村担当者
- バリアフリーマップの作成
内容：マップ作成の意義、メリット、支援について説明
対象：市町村担当者、一般等

受講料無料

講師が伺います
(オンラインも可)

<問い合わせ先>

四国地方整備局 企画課

四国運輸局 バリアフリー推進課

TEL：087-811-8308（代表）

TEL：087-802-6727（代表）

HPを更新中です！～『バリアフリー』～

概 要

マスタープランと基本構想の作成のために必要な情報やその他移動等円滑化（バリアフリー）に関する情報を集約しています。また、こころのバリアフリーとしてソフト的な取組みの紹介や、交通機関等のハード的な取組みの進捗状況を掲載しています。

知りたい・役立つ情報を一つの場所で確認できる！
より見やすく・読みやすく改善していきます！

業務のご案内



随時更新中です。

ご意見等ございましたら、当課までご連絡ください。

みなさんからのご意見・ご投稿をお待ちしています。バリアフリーに関するものならなんでも結構です。四国運輸局バリアフリー推進課まで、電話またはメールでお寄せください。



〒760-0019

香川県高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎南館4階

電 話：087(802)6727

M A I L：skt-syougyouka3012@mlit.go.jp



国土交通省

四国運輸局ホームページも是非ご覧ください

<http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/>

このニュースは、バリアフリー関係の話題を中心に、四国4県自治体のバリアフリー関係担当部署、交通事業者及び地域のNPOの方にお送りしています。

ニュースの配信につきまして、配信先の追加、変更や停止をご希望される方は、お手数ですが本メールの返信機能でご連絡ください。